ニ　印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）で、銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたもの

同表第一号ト中「ヘ」を「ニ」に改め、「に限る。」」の下に「（財務大臣が指定するものを除く。）」を加え、同号トを同号ホとし、同表第二号中「第八条第一項第二号に掲げる者」の下に「に係る本人確認書類」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行の日（平成二十八年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第八条第二項第四号及び別表第一号トの改正規定（「ヘ」を「ニ」に改め、同号トを同号ホとする部分を除く。）の改正規定　公布の日

二　第八条第一項第一号トの改正規定（同号トを同号リとする部分を除く。）、同号への改正規定（同号ヘを同号チとする部分を除く。）及び別表第一号ホの改正規定（「、次号において同じ。」の下に「又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住所又は生年月日の記載があるものに限る。）」を加え、同号ホを同号イとする部分を除く。）並びに次項及び次条の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。次条第一項において「番号利用法整備法」という。）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）

2　前項第二号に定める日から施行日の前日までの間は、この省令（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の外国為替に関する省令第八条第一項第一号ヘ中「チ及びリ」とあるのは「ヘ及びト」とし、同省令別表第一号ホ中「若しくは」とあるのは「又は」とする。

（住民基本台帳カードに関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の外国為替に関する省令別表第一号イの規定の適用については、番号利用法整備法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード（氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定により、なお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。

2　前条第一項第二号に定める日から施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「別表第一号イ」とあるのは「別表第一号ホ」とする。

（平成二十四年改正省令に関する経過措置）

第三条　施行日以後における外国為替に関する省令の一部を改正する省令（平成二十四年財務省令第二十号）の適用については、同省令附則第二条第二項中「第一号ホ」とあるのは「第一号イ」とする。

○厚生労働省令第百四十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三一、六八三人」を「三一、六八〇人」に改め、同表合計の項中「三一、七八三人」を「三一、七八〇人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○国土交通省令第七十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	三九、九四八人	
観光庁	一〇〇人	
気象庁	五、一六七人	
運輸安全委員会	一七八人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一三、四二二人	
合計	五八、八一五人	

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十四号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成二十七年九月十八日　国家公安委員会委員長　小川惠里子